

沖縄県 南風原町議会

(事績 2) 住民に開かれた議会

地方分権の新しい時代に入り、地方自治体はその独自性と創意工夫をもって運営するためには、議会の運営をより活性化する必要がある、従来の慣例や慣習など広く見直す必要がある。そのため議会運営委員会などで機会あるごとに検討を重ねてきた。

こうした経緯を踏まえ、町民に身近な議会として、「開かれた議会」を目指した議会改革を実践してきた。

1. 議会報告会・意見交換会の開催

平成 24 年から毎年開催している議会報告会は令和 7 年で 14 回目となった。議会報告会は会場を各地区の公民館や町の中央公民館、町の祭りの会場、商業施設など様々な場所で行ってきたが、令和 7 年はより議会を身近に感じてもらうため、初の議場での開催を行った。また本会議同様、議会報告会の様子をインターネットで配信し、会場に足を運ぶのが難しい方も見るができるようにした。議会報告会終了後も録画データを本会議同様に配信している。

議会報告会終了後は意見交換会を開催した。こちらも初の試みとして意見交換会を 2 つの常任委委員会に分かれて実施し、事前に設定した 4 つのテーマ（「防災」「福祉サービス」「公共施設」「給食」）に沿って意見交換を行った。例年よりも多くの意見が交わされ、充実した意見交換会となった。

終了後の参加者アンケートでも「町民の意見が町を変えたと感じた」「昨年も参加したが振り返りを行い成果や課題を共有して、より良いものを作ろうと努力していると感じた」など好意的な意見を多数いただいた。

そして議会報告会や意見交換会でいただいた意見は、町長に要望書を提出し、要望に対する回答書をいただいている。その内容を議会だよりやホームページ等で周知することで、町政への反映を行ったことを周知している。

意見交換会は随時受付も行っており、町認可保育園園長会は令和 5 年、6 年と 2 年連続で行っており、各議員がいただいた意見を一般質問で取り上げるなどして議員活動に生かしている。

2. 町内学校の議場見学の受け入れ

令和5年より、主権者教育の一環として町内小学校の議場見学を受け入れている。議員が議会の役割などを説明しながら議場や会議室を案内し、議席にも座ってもらっている。そして議場運営システムを利用し、カメラで議場内ディスプレイに映したり、マイクを使用して本番さながらの状況で、議長や議員との質疑応答を行っている。

令和5年は町内小学校1カ所だったが、令和7年は町内小学校2カ所の受け入れを行い、中学校1カ所も受け入れを予定している。事後の感想でも「議員席に座ってワクワクして嬉しかった」「議員も選挙で選ばれていることがわかった」「議員さんになりたいと思った」など好評をいただいている。

3. 議会だよりへの取り組み

はえばる議会だよりは祖国復帰前の昭和41年12月創刊で、令和7年8月には230号となり県内でも歴史ある広報誌である。「町民の声」欄や表紙写真・題字の公募等、町民が議会や行政に興味を持つよう取り組んできた。

令和5年には、さらに議会だよりの充実を図るため、議会広報常任委員会は全国町村議会議長会が主催する広報研修会に参加した。その中で学んだことの一つを活かし、ターゲットの設定を意識した議会だより作りを、令和6年5月発刊の225号より始めた。

具体的には令和6年発行の各号において「中高生」「高齢者」「女性」「外国にルーツのある方」をそれぞれターゲットにし議会だよりの作成を行っている。ターゲットに合わせた表紙写真の選定や、町民インタビューや記事の掲載などを行った。これは令和7年も継続して行っている。

また、議員自ら行う町民インタビューの掲載も225号より始めており、より町民に根ざした議会だよりを目指している。

一般質問は、質問者各人が700字以内に要約し委員が添削を行う等、広報委員ではない議員も責任ある広報誌作りに努めている。

研修会参加や調査・研究を重ねたことで平成26年2月に、沖縄県町村議会広報コンクールで「はえばる議会だより183号」が沖縄県30町村の最優秀賞に初めて輝いた。令和7年2月には全国町村議会議長会主催の広報コンクールにおいて、「はえばる議会だより225号」が表紙デザイン賞の金賞を受賞した。

4. その他「開かれた議会」を目指した取り組み

・議会中継を平成10年より庁舎内において開始した。その後平成25年より議会中継システムを配置し、インターネットによる映像配信（生中継および録画配信）を開始した。ま

- た、令和5年より生中継には字幕をつけており、より利便性を向上させている。
- ・平成19年に委員会条例を改正し、委員会の傍聴を委員長の許可制から原則公開とした。
 - ・「開かれた議会」に広報の充実は不可欠との認識から、平成20年8月から議会広報特別委員会を常任委員会に格上げした。平成25年4月から委員会所管に「広聴」も導入し、住民との双方向の情報共有に努めている。
 - ・議会の日程や一般質問の内容を事前にホームページに掲載している。また区長会でも日程等を記載した議会だより臨時号や一般質問通告書等を配布し、事前告知に努めている。
 - ・平成21年から賛否が分かれた議案等の賛否を議会だよりに掲載している。さらに平成25年からは町ホームページにも公表している。
 - ・傍聴者への議案の写し等の貸出を平成26年より開始した。議員配布分と同様の議案関係書類（個人情報等は除外したもの）を傍聴者へ貸し出すことで、審議内容の理解に役立っている。
 - ・平成27年2月全国町村議会議長会より「開かれた議会」の取り組みを評価され、町村議会特別表彰を受賞した。

(事績4) 地方議会・地域活性化のため特別な取組をした議会

議会活性化調査特別委員会による活動

「開かれた議会」を目指し、南風原町議会基本条例は平成25年12月定例会で可決された。その後2回の改選を経て、今一度この条例の目的が達成されているか検討を行うため、令和5年6月に議会活性化調査特別委員会を立ち上げ検証を行った。

議会基本条例の全ての条文について、全議員で評価・検証を行った。1つ目に「運用は適切か」という設問に対し「これまでどおり取り組む」「さらなる取り組みが必要」「改善が必要」「その他」の4段階で評価し、「②改正の必要はあるか」という設問に対し「改正の必要はない」「更なる検討が必要」「改正が必要」「その他」の4段階で評価を行った。

その結果、全28条のうち各条文で、「適正に運用されている」と評価されたのは7条の条文であった。そして「さらなる取り組みが必要」と評価された条文が21条の条文であった。「改正が必要」とされた条文はなかった。

また「その他」として新たな章と条文が追加された。内容は「災害時の対応」で大規模災害等の緊急事態に議会が行う対応を新たに規定している。

この議会活性化調査特別委員会では議会基本条例の検証と並行して、ペーパーレス化の

推進のためタブレットの導入作業も行った。その結果、令和6年12月定例会よりタブレットを使用した定例会を開始し、令和7年3月定例会より議案等の紙での配付をやめ、タブレットでの本会議と各委員会の運営を行っている。

また、その後も議会活性化調査特別委員会において議員の研修の充実などの検討を行っている。